

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第247号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第351号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：平成30年3月30日起案「地域振興部 日々雇用職員」のうち、奈良県図書情報館に係る以下の文書
 - ・平成30年3月20日付け函情号外「日々雇用職員採用協議書」及び履歴書
 - ・日々雇用職員採用試験 面接結果（平成30年3月17日面接実施）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人（奈良県職員（日々雇用職員を除く。）を除く。）の氏名
イ 個人の生年月日、性別及び賃金
ウ 履歴書の記載内容
エ 日々雇用職員採用試験 面接結果（平成30年3月17日面接実施）のうち、採点及び「備考」欄の記述
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、採用協議書に基づき日々雇用職員の採用を承認し、また内申書に基づき、嘱託職員の辞令を発令している。

本件行政文書は、平成29年度の地域振興部の日々雇用職員の採用に係る承認の起案及び嘱託職員の発令の起案である。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された日々雇用職員の賃金（以下「本件賃金」という。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているもので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

条例第7条第2号本文にいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件対象文書には、実施機関において、平成30年4月1日に採用が予定されていた日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）の勤務条件等が記載された人事に関する文書であるため、図書情報館の日々雇用職員が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

本件不開示情報は、本件日々雇用職員の賃金額であることから、本件賃金を公にした場合、本件日々雇用職員が自らの賃金額と照合することにより、他の日々雇用職員の賃金額を了知することも考えられる。

したがって、本件賃金は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

審査請求人は、日日雇用職員の賃金については、日日雇用職員募集の勤務条件として実施機関のホームページ等において公開されており、本件賃金は当該賃金と同一であることから公の情報であり、開示すべき旨主張している。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県のホームページ等において公開されている賃金は、日日雇用職員として採用された場合の賃金の下限であって、実際に日日雇用職員に適用される賃金は、日日雇用職員取扱要領の規定に基づき個人の学歴及び職歴に応じた額であるとのことであった。

そこで、当審査会において、日日雇用職員取扱要領を見分したところ、第五の2において、賃金額表（別表第1）及び基準賃金表（別表第2）に定める基準に従い予算の範囲内で定める旨規定されており、別表2において、新たに採用される者が経験年数又は基準学歴をこえる学歴を有する場合には基準賃金に相当する賃金額表に定める号給より上位の号給にかかる賃金を定めることができる旨規定されていることが認められた。

したがって、本件賃金はホームページ等において公開されている賃金と必ずしも同一の額であるとは認められない。

これらのことから、本件賃金は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報ではなく、法令等で公にすることが義務づけられている情報でもないことから、同号ただし書アに該当せず、イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件賃金は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年 9月19日		
② 決定	平成30年10月 3日付け	一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年12月28日		
④ 諮問	令和 元年 8月15日		
⑤ 経過	令和 2年11月20日	第247回審査会	審議
	令和 2年12月28日	第248回審査会	審議
	令和 3年 1月29日	第249回審査会	審議